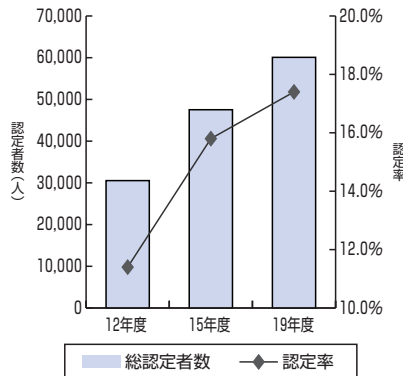


どうして介護保険料が上がるの？

保険料を負担する65歳以上の方の増加に比べ、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用する方の増加が著しいことや、介護施設など介護保険サービスの基盤が比較的充実してきたため、介護サービスを受けたい時に受けられる体制が整ってきたことなどが挙げられます。つまり、介護保険制度が広く普及・浸透してきたため、利用者が増加し、保険料の上昇につながったわけです。

■65歳以上の認定者数、認定率の推計（各年10月現在）



■介護保険サービスの利用見込み量

主なサービス	平成15年度	平成19年度
訪問介護	245,220回/月	331,533回/月
訪問看護	19,430回/月	25,970回/月
通所サービス	104,928回/月	137,774回/月
短期入所サービス	11,625日/月	15,525日/月
介護老人福祉施設	3,360人/月	4,000人/月
介護老人保健施設	3,000人/月	3,440人/月
介護療養型医療施設	3,920人/月	3,920人/月

※平成15年度～19年度は「札幌市介護保険事業計画」による推計値

低所得者減免制度

平成15年度から、新たに介護保険料の減免制度を開始します。

以下のすべての基準を満たす方が対象となります。該当する方は、4月15日(火)からお住まいの区の区役所保険年金課へ申請してください。第1段階相当の金額まで保険料が減免されます。

該当基準	<p>① 世帯全員が市民税非課税（保険料が第2段階）である。</p> <p>② 世帯の前年の年間収入合計が次の額以下である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>単身世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> <td>4人世帯</td> </tr> <tr> <td>120万円</td> <td>160万円</td> <td>210万円</td> <td>260万円</td> </tr> </table> <p>※5人目以降、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算します。 ※算定の対象となる収入は、課税の対象となる収入のほか、遺族年金や仕送りなども含めた、あらゆる種類の収入となります。</p> <p>③ 世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下である。</p> <p>④ 子供など、別世帯の市民税課税者に扶養（税・健康保険）されていない。</p> <p>⑤ 世帯全員が居住用等以外に別荘や土地を所有していない。</p>	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	120万円	160万円	210万円	260万円
単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯						
120万円	160万円	210万円	260万円						
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金振込通知書など世帯全員の前年収入の分かるものすべて ● 世帯全員の預貯金額の分かるもの ● 加入している健康保険の保険証 								

